

2025年4月

投資家の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「PayPay投資信託インデックス アメリカ株式」  
の投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「PayPay投資信託インデックス アメリカ株式」（以下、「当ファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

**【変更の内容及び理由】**

(1) 委託者の変更

ファンドの委託者である弊社は2025年9月末を目途に事業を終了することを予定しているため、委託者を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」（以下、「アセットマネジメントOne」といいます。）に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、投資信託約款を変更させていただく予定となりました。

変更後に委託者となる予定のアセットマネジメントOneの概要は以下の通りです。 ※2024年9月末現在

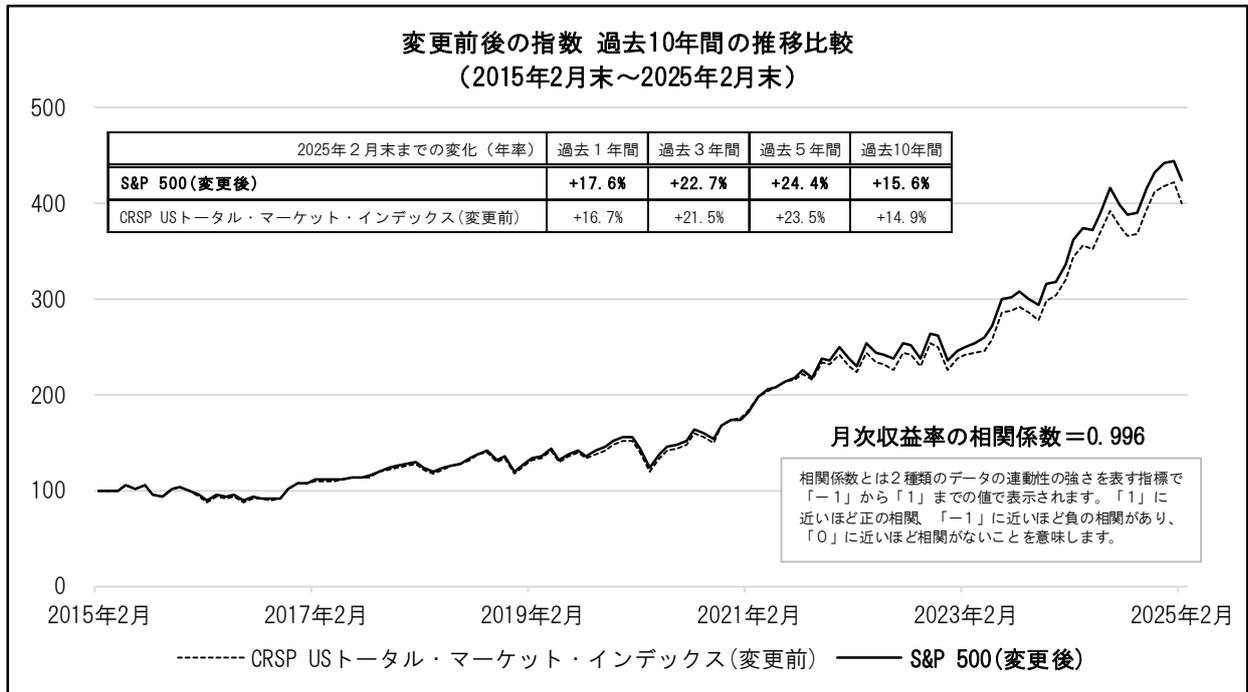
- |  |
|--|
| <p>● アセットマネジメントOneは、国内の個人投資家、金融機関や年金などの機関投資家を中心とした幅広い投資家層向けに資金の運用を行なっている、わが国有数の運用会社のひとつです。</p> <p>所在地：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号</p> <p>資本金：20億円      従業員数：917名      運用資産残高：約70兆円</p> |
|--|

これに伴い、ファンド名称を「PayPay投資信託インデックス アメリカ株式」から「インデックスオープン・アメリカ株式」へ変更し、ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

(2) 指数の変更

委託者の変更とともに、ファンドの主要投資対象を「上場投資信託証券（ETF）」からアセットマネジメントOneを委託者とする「S&P 500インデックス・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）へ変更すること、及びファンドの連動対象指数を「CRSP US トータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）」からマザーファンドの連動対象指数である「S&P 500®（配当込み、円換算ベース）」へ変更することを予定しており、これにより運用の効率化を目指してまいります。連動対象指数の変更については、対象とする株式市場が米国である点は変更後も同様であり、新旧指数は過去のパフォーマンスにおいても高い類似性を示していることから、受益者の皆様への影響は限定的なものと考えております。

当ページは目論見書の内容ではありません。

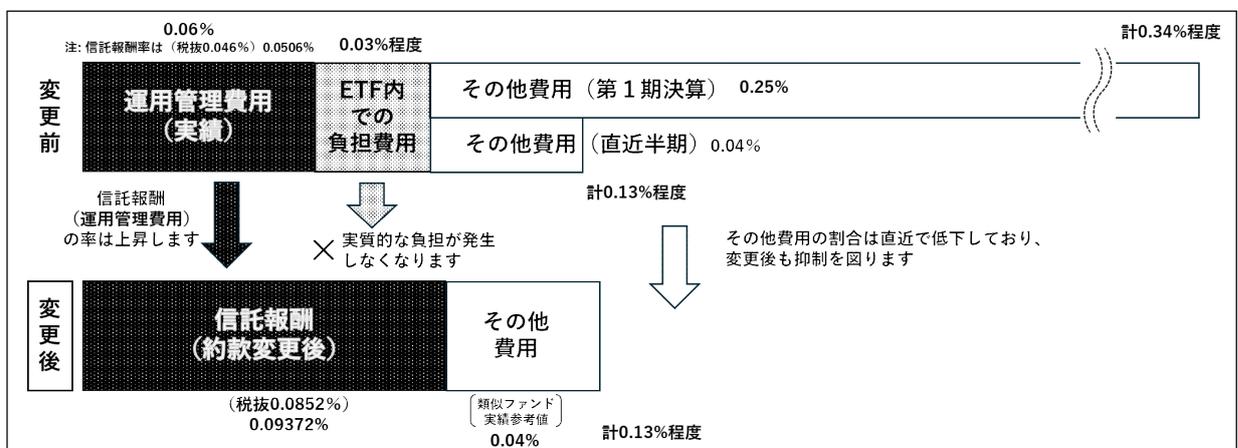


(注) グラフは、変更前・変更後の各指数(円換算ベース)について、それぞれ2015年2月末の数値を100として指数化したものです。上記は過去データを図表化したものであり、将来の値動きを予想するものではありません。

### (3) 経費に関する変更

主要投資対象を「上場投資信託証券(ETF)」から「マザーファンド」に変更することにより、これまで投資したETF内で発生していた信託報酬の実質的な負担(年0.03%程度)が発生しなくなる一方で、マザーファンド運用に伴う業務にかかる費用が発生するため、信託報酬率(年率)を現在の0.046%(税抜)から0.0852%(税抜)へ引き上げます。なお、現状ファンドで負担することが可能となっている各種書類の印刷、作成等に伴う費用については委託者負担とすべく、関連する条項を削除する変更を行いません。

これらの変更は総合的に見てファンド全体の総経費率の抑制を図るものであり、受益者の皆様の利益に資するものであると判断しております。また、投資対象が運用資産規模の大きいマザーファンドに変更になることにより、投資対象証券の売買及び保有に伴う保管費用の負担軽減も見込まれます。



(注) 上図は実質的な総経費率(年率)について信託約款変更前後の変化見込みの概略を表したものであり、変更後の実際の数値はこれと異なる場合があります。

(出所) 変更前: 運用管理費用(実績)・その他費用(第1期決算)については第1期運用報告書(2024年4月15日決算)、同(直近半年)については基準価額算出・運用報告書データ作成用システムによる仮決算(2024年10月15日)帳票  
 変更後: その他費用(類似ファンド実績参考値)及び合計値についてはアセットマネジメントOne「たわらノーロード S&P500」第2期運用報告書(2024年10月15日決算)

#### (4) その他の変更

ファンドの取得・一部解約の申込みへの対応として、やむを得ない事情が発生した場合に、一度販売会社で受け付けたファンドの取得・一部解約の申込みを委託者が取り消すことができる旨を追加いたします。これは市場機能の停止など不測の事態が発生した際における受益者間の公正を期すための対応となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表(案)」をご参照ください。

#### 【変更予定日及び変更適用予定日】

上記の投資信託約款変更は、2025年5月19日で行い、2025年8月12日より適用する予定です。

2025年4月1日現在の受益者の方は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

この投資信託約款変更に係る書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り2025年8月12日を適用日として投資信託約款の変更を行いません。

なお、上記の議決権数による賛成が得られずこの投資信託約款変更の決議が否決された場合は、投資信託約款の変更を行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。ただし、その場合、弊社の事業終了日が確定した段階で、投資信託及び投資法人に関する法律及び投資信託約款の規定に準じて、ファンドは信託の終了（償還）に向けた手続きを進めることとなります。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

敬具

投資信託約款の変更に係る新旧対照表（案）

（変更日：2025年5月19日 変更適用日：2025年8月12日）

変更部分は、\_\_\_\_\_（下線）で表示してあります。

新	旧
追加型証券投資信託 インデックスオープン・アメリカ株式 信託約款	追加型証券投資信託 PayPay 投資信託インデックス アメリカ株式 信託約款
運用の基本方針	運用の基本方針
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>S&amp;P 500®(配当込み、円換算ベース)</u>（以下「ベンチマーク」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>S&amp;P 500インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、上場投資信託証券等に直接投資する場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国の<u>金融商品取引所に上場する株式に投資を行ない、ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株価指数先物取引を利用する場合があります。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>②マザーファンド受益証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。</p> <p>③実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>④市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>③投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への<u>実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>④～⑤（省 略）</p> <p>⑥外貨建資産への<u>実質投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>⑦（省 略）</p> <p>（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>アセットマネジメント One 株式会社</u>を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>②～④（省 略）</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>CRSP US トータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。</u></p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>主として、投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに同項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券をいい、この投資信託においては、上場投資信託証券とします。）に投資を行ないます。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①米国の企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に米国の<u>企業の株式に投資を行ない、CRSP US トータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、投資信託証券への投資に代えて、株価指数先物取引を利用する場合があります。</u></p> <p>②運用実績等を勘案した上で投資信託証券の選定等を行ないます。</p> <p>③米国の企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。</p> <p>④外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>⑤市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>(3) 投資制限 (新 設)</p> <p>①株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③～④（同 左）</p> <p>⑤外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>⑥（同 左）</p> <p>（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>PayPay アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>②～④（同 左）</p>

新	旧
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>②～④ (省 略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として、<u>アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたS&amp;P 500インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>②～③ (省 略)</p> <p>④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下、同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、<u>信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p> <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第33条 委託者は、<u>信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</u></p> <p>(再投資の指図)</p> <p>第34条 委託者は、前条の規定による<u>一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</u></p> <p>(信託事務等の諸費用)</p> <p>第40条 (省 略)</p> <p>② 前項に定める諸費用のほか、<u>信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</u></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (同 左)</p> <p>②～④ (同 左)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</p> <p>(同 左)</p> <p>②～③ (同 左)</p> <p>④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下、同じ。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>(新 設)</p> <p>(有価証券売却等の指図)</p> <p>第33条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図)</p> <p>第34条 委託者は、前条の規定による<u>有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</u></p> <p>(信託事務等の諸費用)</p> <p>第40条 (同 左)</p> <p>② 前項に定める諸費用のほか、<u>以下の諸費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</u></p> <p>1. 有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証</p>

新	旧
<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>③ 前項の諸費用は、第41条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。</p> <p>(信託報酬等の額および支弁の方法) 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の8.52の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (省 略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第46条 (省 略) ②～④ (省 略) ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約請求の受付を取り消すことができます。</p> <p>⑥ (省 略)</p> <p>(公告) 第57条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a></p> <p>② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本</p>	<p>券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用</p> <p>2. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)</p> <p>3. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)</p> <p>4. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用</p> <p>5. 信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用</p> <p>③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。</p> <p>④ 前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。</p> <p>⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第38条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、第41条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。</p> <p>(信託報酬等の額および支弁の方法) 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の4.6の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (同 左)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第46条 (同 左) ②～④ (同 左) ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。</p> <p>⑥ (同 左)</p> <p>(公告) 第57条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 公告アドレス <a href="https://www.paypay-am.co.jp/notification/">https://www.paypay-am.co.jp/notification/</a></p> <p>② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、官報</p>

新	旧
<u>経済新聞</u> に掲載します。	に掲載します。